

【簡易版】

平成26年度 豊後大野市畜産振興補助金交付要綱（和牛関連）及び豊後大野市肉用牛購入貸付規則

区分	補助対象経費等	補助率等
<p>1. 畜産経営基盤強化事業 (施設整備や機械導入により、畜産経営の基盤を強化する。)</p>	<p>(1) 対象者 肉用牛、乳用牛、鶏、豚及び豊のしゃもを飼養する畜産農家であり、飼養頭数の維持又は増頭を目的とするものであること。</p> <p>(2) 対象経費 個人にあつては、畜産経営を行うための施設整備(草地の造成、放牧施設の整備を含む。)及び機械導入(飼料生産用を除く。)に要する経費で10万円以上のもの</p> <p>営農集団にあつては、畜産経営を行うための施設整備(草地の造成、放牧施設の整備を含む。)及び機械導入(飼料生産用を含む。)に要する経費で10万円以上のもの</p>	<p>(1) 補助率等 対象経費の1/3の額又は30万円のいずれか低い方の額とする。 ただし、営農集団による飼料生産用機械の導入については、対象経費の1/3の額又は70万円のいずれか低い方の額とする。</p> <p>(2) 施設整備の基準(上限)</p> <p>ア 繁殖牛舎；18,000円/m<sup>2</sup>、15m<sup>2</sup>/頭 イ 肥育牛舎；18,000円/m<sup>2</sup>、12m<sup>2</sup>/頭 ウ 堆肥舎；18,000円/m<sup>2</sup>、3m<sup>2</sup>/頭 エ 肥育堆肥舎；18,000円/m<sup>2</sup>、6m<sup>2</sup>/頭 オ 牛舎改造；9,000円/m<sup>2</sup>、15m<sup>2</sup>/頭 カ 飼料倉庫；18,000円/m<sup>2</sup>、3m<sup>2</sup>/頭</p> <p>(3) 飼料生産用機械の種類</p> <p>ア 栽培管理用機械(施肥、播種、転圧、薬剤噴霧) イ 収穫調整用機械(刈り倒し、転草、集草、梱包、密封、運搬)</p>

		※トラクター本体及び軽トラックは対象外とする。
区分	補助対象経費等	補助率等
<p>2. 優良雌牛確保対策事業</p> <p>(優良雌牛の保留及び導入に対して補助し、育種改良及び増頭を推進する。)</p>	<p>(1) 対象者 市内の畜産農家であること。</p> <p>(2) 対象牛 期首を当該年度4月1日、期末を当該年度3月31日とし、飼養頭数の維持又は増頭を目的とするものであり、導入後3年間は善良な管理のもとで飼育すること。 県内外の子牛市場等より導入したものであり、次の全ての要件を充たす場合は10万円、アのみを充たす場合は5万円とする。なお、自家保留も対象とするが全国農業協同組合連合会大分県本部が評価伝票を発行した場合に限る。</p> <p>ア 導入時点で5か月齢以上24か月齢未満であること。</p> <p>イ 市肉用牛改良組合によって認められた指定牛の産子、又は市肉用牛改良組合によって認められた系統牛の産子、又は但馬系種雄牛の産子であること。</p>	<p>100,000円/頭又は50,000円/頭以内で予算の範囲内の額</p>

区分	補助対象経費等	補助率等
<p>3. 種雄牛造成推進事業</p> <p>(県が行う現場後代検定と並行して、優良産子確保のための試験種付けを実施し、地域の種雄牛造成を推進する。)</p>	<p>対象経費</p> <p>県が行う現場後代検定で試験種付け、飼養管理を行った場合で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 家畜保健衛生所による妊娠鑑定において受胎が確認されたもののうち、県の助成対象から除外された場合</p> <p>イ アで出生した子牛を5か月間飼育した場合</p>	<p>左欄に該当する場合で、予算の範囲内の額とする。 なお、該当する項目ごとに補助できる。</p> <p>アの場合 50,000円以内 (確認後、流産した場合も含む。)</p> <p>イの場合 20,000円以内</p>

<p>4. 指定交配推進事業</p> <p>(豊後大野市肉用牛改良組合が認定した指定交配に対して補助し、地域の種雄牛造成を推進する。)</p>	<p>対象経費</p> <p>豊後大野市肉用牛改良組合が種雄牛造成のために育種牛及び指定牛を認定した交配を行ったもののうち、家畜保健衛生所による妊娠鑑定において受胎が確認された場合</p>	<p>平成24年度から平成26年度の間1回を限度とし、30,000円／頭以内で、予算の範囲内の額とする。</p>
<p>区分</p>	<p>補助対象経費等</p>	<p>補助率等</p>
<p>5. 全国和牛能力共進会 出品候補牛確保事業</p> <p>(上位入賞を目指し、豊後大野市の名声を高めるとともにブランド化を図る。)</p>	<p>対象経費</p> <p>全国和牛能力共進会の出品条件を充たし、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 原則として市内産の若雌を購入した場合の市場落札価格(消費税、諸経費を除く。)</p> <p>イ 原則として市内産の肥育素牛を購入した場合の市場落札価格(消費税、諸経費を除く。)</p>	<p>左欄に該当する場合で、予算の範囲内の額とする。</p> <p>アの場合 市場落札価格から50万円を控除した額の1/2又は50万円のいずれか低い方の額</p> <p>イの場合 市場落札価格から55万円を控除した額の1/2又は45万円のいずれか低い方の額</p>

<p>6. 肉用牛購入資金貸付 (繁殖の用に供する目的 で購入した場合)</p> <p>購入価格の範囲内で、 子牛；70万円まで 育成及び成牛；100万円 まで</p> <p>無利子、5年均等払い</p>	<p>対象牛 子牛；生後12か月未満 育成及び成牛；生後12か月齢以上4歳未満</p> <p>市場で購入、評価されたものに限る。</p> <p>26年度までは県外市場で購入した場合も 対象とする。</p>	<p>提出書類</p> <p>①申請書 ②申込書 ③借受者の印鑑証明、市税完納証明、所得証明 ④連帯保証人（市内在住の2名）の印鑑証明、市税完納 証明</p>
--	--	---